

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《会津若松市-大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 会津若松市において、一箕町の松長近隣公園など市内 12 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 3,800 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、大熊町が約 2,700 人、南相馬市が約 400 人、浪江町が約 250 人。(平成 25 年 9 月 5 日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約 3,800 人)の割合は、建設分が約 3 割、民間住宅賃貸分が約 7 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 25 年 9 月 5 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
大熊町	一箕町松長(松長近隣公園)	249	179	297
	一箕町松長(松長 5 号公園)	19	15	31
	一箕町亀賀(扇町 5 号公園)	15	13	23
	一箕町大字松長(一箕町長原地区)	172	105	194
	河東町南高野(河東学園)	83	60	101
	河東町郡山(河東町金道地区)	27	17	30
	扇町(扇町 1 号公園)	82	73	144
	真宮新町北(亀公園)	30	22	41
	真宮新町北(みどり公園)	18	13	23
	城前(第二中学校西)	21	17	30
	桧町(東部公園)	50	39	65
	城北町(城北小学校北)	54	42	85
双葉町	城前(第二中学校西)	5	5	12
計		825	600	1,076

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 25 年 9 月 5 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	5	10	浪江町	100	253
南相馬市	124	404	檜葉町	61	127
いわき市	4	8	広野町	8	22
川俣町	2	6	葛尾村	5	11
飯館村	6	15	川内村	4	10
大熊町	553	1,590	双葉町	39	101
富岡町	60	140	計	971	2,697

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ 会津若松市内には、大熊町が避難に伴って会津若松市役所追手町第二庁舎に役場機能を設置している。
- ・ また、大熊町は、会津若松市内に大熊町立幼稚園を旧河東第一幼稚園、大田原保育所(休所中)に、小学校を旧河東第三小学校に、中学校を大熊町役場会津若松出張所 2 階に、それぞれ開設した。中学校については、平成 25 年 4 月より会津大短期大学部

に隣接する仮設校舎に移転、幼稚園については、幼稚園児の減少に伴い、平成 25 年 4 月より旧河東第一幼稚園のみとしている。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難者等の生活拠点となる復興公営住宅については、会津若松市のまちづくりの方針を踏まえつつ、できる限りまとまって確保することが可能な既成市街地の未利用地等を中心に、会津若松市の協力を得つつ、用地の確保、整備を進める。
- ・ 会津若松市内に必要な復興公営住宅の全体計画については、本年 1 月に実施した大熊町住民意向調査の結果等を踏まえ、全体の整備個数を 100 戸として整備を進める。なお、全体計画については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直しを行う。
- ・ 長期避難者等の居住環境を早期に改善するため、まずは会津若松市内の門田町 70 戸、古川町 20 戸の計 90 戸の復興公営住宅の整備を進める。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
第一期	会津若松市門田町	県	70 戸	集合住宅	平成 26 年度
	会津若松市古川町	県	20 戸	集合住宅	平成 26 年度
	計	—	90 戸	—	—
今後整備予定		—	10 戸	—	—
合計		—	100 戸	—	—

(2) 役場機能

- ・ 大熊町に関しては、会津若松市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。
〔大熊町〕 会津若松出張所（所在地：追手町第二庁舎）

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・ 大熊町に関しては、当面の間、会津若松市において、大熊町立の幼稚園、小中学校の運営を継続する。また、会津大学及び短期大学部と連携することにより、教育の質の向上と活性化を図る。
- ・ その他、会津若松市内の各幼稚園、小中学校において、引き続き避難者を受け入れる。

<医療機関、介護サービス>

- ・ 会津若松市内の医療機関、介護サービスについては、避難者の受入れに伴い、利用者も増加しているが、現在のところ特段の支障は見受けられない状況である。引き続き医療、介護の現場の状況把握に努める。

<道路>

- ・ 復興公営住宅周辺の道路改良等の必要性については引き続き検討する。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、会津若松市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、県庁内生活拠点プロジェクトチームや福島県と復興庁が主催するコミュニティ研究会において、専門家や関係機関の意見も聞きながら検討を進め、年内をめどに方針・施策を取りまとめる。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 大熊町は、平成 24 年 10 月から被災者証明書に避難先住所を記入することにより避難者の居所を証明する取組を独自に実施してきたところであるが、平成 25 年 3 月からは、当通知を踏まえ、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 25 年 8 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	203 人	572 枚	川内村	H25.4.1～	78 人	82 枚
田村市	H25.2.15～	46 人	46 枚	大熊町	H25.3.1～	1,531 人	1,905 枚
南相馬市	H25.2.15～	810 人	1,154 枚	双葉町	H25.2.1～	-	1,115 枚
川俣町	H25.2.12～	36 人	36 枚	浪江町	H25.3.1～	-	3,162 枚
広野町	H25.2.15～	95 人	102 枚	葛尾村	H25.2.1～	132 人	158 枚
檜葉町	H25.4.1～	476 人	476 枚	飯館村	H25.2.15～	110 人	147 枚
富岡町	H25.4.1～	-	1,766 枚	計		(3,517 人)※	10,721 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直すこととしている。
- ・ 会津若松市と大熊町の間において締結した協定により、会津若松市内に避難する大熊町民の一部経費について、大熊町から会津若松市に負担金を拠出しているが、上記を

踏まえ、適宜見直しを検討する。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。